

「北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画（原案）」についての意見募集結果

お寄せいただきました御意見と、その御意見に対する本広域連合の考え方を取りまとめたので御報告いたします。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

(1) 意見の募集期間

平成29年11月29日（水）～平成29年12月28日（木）

(2) 実施方法

- ・本広域連合ホームページへの掲載
- ・本広域連合事務局及び道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口での閲覧

(3) 意見の受付方法

- ・本広域連合事務局及び道内各市町村の後期高齢者医療制度担当窓口への持参
- ・本広域連合への郵送・ファクシミリまたは電子メール

(4) 意見件数

5件（意見の概要については別紙のとおり）

(5) 意見に対する「本広域連合の考え方」の概要

区分	意見等の反映状況	件数
A	意見を受けて修正したもの	2
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	1
D	案に取り入れなかったもの	2
E	案の内容についての質問等	

※ お寄せいただきました御意見につきましては、趣旨を変更しない程度に取りまとめ、概要として記載しておりますので御了承ください。

## ○北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画(原案)意見等検討結果一覧表

No.	意見の概要	意見に対する広域連合の考え方
1	<p>「適正化」という言葉が随所に使われているが、行政にとって都合のよい適正と、住民にとって必要な医療を受けられるという意味での適正は同じではない。時には相反する。もっと具体的な言葉を選ぶべき。</p> <p>また、そのような誤解を招かないためにも、今後さらなる情報公開を進めるべき。何を適正化して、どのような効果があったかを具体的な数値を使い、インターネット等で広く情報共有すべきである。</p>	<p>広域連合においては、行政に都合の良い適正ということではなく、客観的に見て適正であるかどうかということが重要であると考えています。「医療費の適正化の推進」においては、「被保険者が将来にわたって必要かつ適正な医療が受けられるよう」と記載しており、高齢者が増加し医療費が伸びていく中で、被保険者が必要とする医療を適正に受けられるようにするため、具体的な取組みを行います。</p> <p>なお、各種事業の取組み実績については、「北海道の後期高齢者医療(事業概要書)」として、広域連合のホームページで公表しておりますが、本計画の施策として掲げた事項については、実績などを把握し、情報公開に努めてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>グラフについて、色別にしても黒一色にすると識別がつかなくなるので、例えば図4の保険料率の推移のグラフについて、全国は横線、道は斜線にするなど明確に分かるように改めること。</p>	<p>ご意見のとおり、モノクロ印刷においてもグラフが識別できるよう修正します。</p>
3	<p>「フレイル」の(注7)について、長たらく分かりにくい。例えば、「英語でFRAIL&lt;もろい、かよわい&gt;」から転じた”老化現象”の症状を言う程度でいいのではないか。あるいは、実施計画案28頁の「加齢に伴う虚弱な状態」ではどうか。</p>	<p>本文の「フレイル」については、ご意見を踏まえ、保健事業実施計画にあわせて修正します。なお、注釈については、まだ学術的な定義が固まっていない用語であるといわれていることから、正確性を重視し、厚生労働省の出典から引用しています。</p>
4	<p>「第3基本的考え方」と「第4施策の方針」の「1医療費の適正化の推進」とは同一であり、分別する必要はない。</p> <p>両項目に分けるのであれば、「第3基本的考え方」に「第4施策の方針」の「1医療費の適正化の推進」の5つの施策を移した方がわかりやすい。</p> <p>したがって、「第4施策の方針」は「2保健事業の充実」から「5住民への制度の周知」の4項目にしてはどうか。</p>	<p>第3章の「基本的考え方」は、第2章「高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題」を受けて、平成36年度までの計画期間における広域連合としてのスタンスを明示し、皆様と認識を共有しているものであります。この「基本的考え方」に基づき、取り組む具体的な施策を第4章「施策の方針」で記載しており、「1 医療費の適正化の推進」はその施策の1つとして位置付けています。</p> <p>なお、「第3 基本的考え方」の5行目の文中、「次項」を「次章」に修正します。</p>
5	<p>施策の方針「5住民への制度の周知」の(1)の住民説明会において、広域連合の役割は「住民説明会の支援」となっているが、広域連合と市町村は対等であり、「市町村と協力して住民説明会の実施」とすべきではないか。</p>	<p>住民の皆様への制度を周知する方法として住民説明会は必要な方法の1つと考えておりますので、広域連合としては市町村が開催する説明会に説明員の派遣や説明資料の作成・提供を行い必要な支援を行ってまいります。</p> <p>従いまして、市町村と協力して住民説明会を実施していくこととなりますが、事業を円滑に実施していくために広域連合と市町村の事務の役割を明確にする必要があると考えており、このような記載にしています。</p>